

## 健康福祉課の目標（令和8年度）

健康福祉課長 大竹 里子

## 1 課の役割

|            |   |
|------------|---|
| 【人権推進室】    | 人権課題にかかる施策の推進、啓発、こども家庭センター運営  |
| 【福祉班】      | 社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、ひとり親及び寡婦福祉   |
| 【介護保険班】    | 要介護認定、被保険者の資格管理・給付、保険料の賦課徴収、げんき館の運営管理   |
| 【地域保健班】    | 健康増進事業、母子保健事業、歯科保健事業、食育推進事業、結核健康診断事業  |
| 【健康づくり推進班】 | 予防接種事業、介護予防事業、保健センターの施設管理、献血  |
| 【国保年金班】    | 国民健康保険資格得喪・給付、診療報酬明細書の点検、後期高齢者医療の申請受付・保険料の徴収、特定健康診査及び高齢者の健康診査の実施、保健指導、国民年金資格得喪、給付裁定請求書受付、年金相談 |

## 2 個別事業とその目標

## 人権啓発の推進と人権相談業務の実施（人権推進室）

- ・ 様々な人権問題の解決をめざし、人権尊重の意識を高める啓発活動を行い、関係機関と連携・情報共有を図り、相談者に対し適切な支援を行います。

## 隣保館の運営（人権推進室）

- ・ 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして各種事業を展開し、相談事業や人権課題の解決を図ります。
- ・ 啓発事業：人権ふれあい講座(人権セミナー)の開催。
- ・ 地域交流事業：フラワーアレンジメント教室、高齢者音楽健康教室

## こども家庭センターの運営（人権推進室）

- ・ 人権推進室内に、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の機能を共有することで児童虐待等の対応と家庭支援を行います。

#### 第5次酒々井町障がい者計画・第8期酒々井町障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定（福祉班）

- ・ 障がい者計画は障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画で、平成16年6月の障害者基本法の一部改正によって計画策定が義務付けられ、計画期間は概ね5年～10年程度（中長期）とされており、今年度中に第5次酒々井町障がい者計画として新たな計画を策定します。  
また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき市町村は3年毎に障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することが義務付けられていることから、併せて当該計画も今年度中に次期計画を策定します。なお、これらの計画は従来それぞれが独立して策定されていたが、今回は策定期間を併せて策定するものです。

#### 第3期酒々井町地域福祉計画及び障がい者（児）福祉計画の推進（福祉班）

- ・ さらなる地域福祉の推進のため、地域福祉推進委員会を開催し、令和5年度～9年度の5年間の計画期間とした第3期地域福祉計画の推進及び評価を行い、より充実した事業実が実施できるよう努めます。また、次期計画の策定に向けて検討します。

#### 町単独事業の見直し（福祉班）

- ・ 緊急通報装置貸与事業として、一人暮らしの重度身体障がい者や65歳以上の高齢者等に緊急時に警備会社に通報し、支援者や救急車を手配する装置を貸与しているが、近隣市町では設置費用を負担するが、月々の利用料や撤去にかかる費用は利用者が負担することとなっています。近隣市町の状況を含めた見直しを検討します。
- ・ 当町の成年後見制度の報酬助成は、町長申し立てにより決定した成年後見人に対し実施しているが、近隣市町では被後見人が一定基準以下の所得等の者にも報酬助成を行っています。単身世帯や認知機能の低下などの増加を鑑み、成年後見制度の利用に向けた制度を検討します。

#### 避難行動要支援者名簿登録制度の周知

- ・ 災害から身を守るうえで支援の必要な高齢者や障害のある方、妊産婦等の避難行動要支援者名簿登録制度の利用促進のため周知に努めます。

#### 介護保険事業の推進（介護保険班）

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることを目指した、「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。そのために在宅医療・介護連携や認知症総合支援事業をはじめとした各種地域支援事業を推進し、在宅介護への支援体制強化を図ります。

#### 酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（介護保険班）

- ・ 今後のまちづくりや、保健・福祉事業の将来の方向性を見据えつつ、令和9年～11年（3年間）の介護保険サービス給付費を推計し、適正な介護保険料を設定します。

#### コレステロール対策強化事業（地域保健班）

- ・ LDL コレステロール値について、高値の者の割合が高い状況となっているため、3か年計画として、脂質異常症の予防事業を展開します。  
（脂質異常症予防教室の開催、商工会と連携した PR 活動、健康推進員活動による脂質異常症予防活動 等）

#### 5歳児健康診査準備（地域保健班）

- ・ 令和9年度からの5歳児健診の開始を目指し、医師の確保等、実施体制を整えるとともに、職員の研修等を実施します。

#### 65歳の高齢者を対象とした肺炎球菌予防接種の実施（健康づくり推進班）

- ・ 介護保険証被保険者証送付の際に勧奨通知（フルカラーのリーフレット）を同封し接種率向上を図ります。

#### 適用適正化対策の実施（国保年金班）

- ・ 国民健康保険に加入・脱退の届等をオンラインで申請できる体制を整え、住民のサービス向上と、早期の資格管理の徹底による適用適正化対策を行います。
- ・ 重複、多剤服薬患者に対し、適正服薬に関する通知を送付し、医療費の適正化対策を行います。

#### 特定健康診査の実施（国保年金班）

- ・ 糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者等を減少させるため、特定健診及び特定保健指導を実施します。  
未受診者や不定期受診者に対する効果的な受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

#### 酒々井町国民健康保険第3期データヘルス計画中間評価の実施（国保年金班）

- ・ 令和6年度に策定した「酒々井町国民健康保険第3期データヘルス計画」の中間年度である本年度は、個別の保健事業の評価や計画の見直しを行い、被保険者の健康保持増進を図ります。

#### 後期高齢者医療制度の運営（国保年金班）

- ・ 後期高齢者医療制度については、被保険者の資格・医療の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行できるよう、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図ります。

#### 国民年金制度の啓発（国保年金班）

- ・ 窓口での年金未加入者への加入勧奨や広報活動により、年金制度の意義・役割について周知に努めます。